

## 『未解決の戦後補償』より（田中宏ほか著）

2012.11.18.N.

- ・本書で取り扱うのは、国と国との賠償や戦後処理で取り残された個人の戦争被害に対する救済、補償問題。
- ・戦後に行われた軍事裁判で、朝鮮人台湾人の 321 人を含む 5700 人の戦犯が裁かれ、937 人（朝鮮台湾人 44 人）が処刑。
- ・外務省によれば、戦後の二国間の賠償・経済協力で支払われた総額は、1979 年までに 1 兆 3525 億 2789 万 8145 円
- ・しかしこれらの大部分は受領国の復興・近代化を名目としたインフラ整備などで賠償ではない。
- ・80 年代までは、被害者の声は押し込められてきた。だが、80 年代～90 年代にかけてフィリピン、韓国、台湾、インドネシアなどの独裁体制が次々に倒され、民主的体制に移行。賠償要求が出てきた。

だが、70 件を超えた裁判でも解決せず（巻末資料）

[ 日本政府・企業が解決を求められている未処理の戦争被害類型 ]

戦時性暴力被害：「慰安婦」、強姦被害（韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、チモール、パプアニューギニア、オランダほか）

強制連行、強制労働：未払い賃金、供託金も（中国、韓国、北朝鮮）

韓国・朝鮮人元軍人・軍属：戦没者、戦傷病者、遺骨未返還、シベリア抑留など（台湾、在日は一応対応済み）

韓国・朝鮮人・台湾人元 B C 級戦犯。

連合元捕虜・民間抑留者（米・英・豪、ニュージーランド、カナダ、オランダなど）

虐殺被害（中国、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア、シンガポールなど）

731 部隊細菌・人体実験被害（中国）

毒ガス・砲弾・遺棄化学兵器被害（中国）

無差別空爆被害（中国）

サハリン残留韓国・朝鮮人（中国残留も）

在外原爆被害者（各国に在住、二世も）

経済被害：軍票・確定債務など（香港、台湾、フィリピン、マレーシアほか）

インドネシア被徴用者：兵補、ロームシャ

先住民族被害（北方少数民族・台湾高砂族・海南島など）

[ 国内 ]

シベリア抑留（約 60 万人、一割以上が死亡・約 6 万人が存命。2010 年特措法で生存者へのみ対応）

中国残留孤児・邦人（孤児が約 2500 名、婦人 3800 名、合計約 6300 名）。（背景に満州引き揚げ問題）

原爆被爆者（厚生労働省は 2012 年 3 月末の被爆者健康手帳所持者は 21 万 830 人と発表）

民間空襲被害（約 20 万人）

沖縄住民虐殺・戦争マラリア（強制疎開による集団罹患）・艦砲射撃・地上戦被害（住民約 10 万人以上が死亡したと推定）

日本軍遺棄ガス

恩給欠格・日赤従軍看護婦

日韓会談（条約、協定 65年）、日中共同声明（72年）で、賠償問題は解決済みか。

・日本政府に、日本軍国主義による侵略戦争と植民地支配の被害に対する謝罪と賠償を求める声に対して、“日韓会談（条約、協定 65年）、日中共同声明（72年）で、賠償問題は解決済み”との見方がある。

・この見方は少なからず浸透しているので、どのように反論（説得）するのかを検討する。

[ 1 ] まずは被害を与えた国家・国民としての姿勢の問題。

被害者が謝罪と賠償を要求している。

日本はこれまでほとんど全く補償をしていない。中国や韓国に対して行ったものは、賠償ではなく経済援助。

賠償する決意があれば出来ること。あれこれというのは、「やらない理由」を探しているだけ。何年経っても、さまざまな過去の制約があっても、やろうと思えばできる。

戦後何年たっても補償・賠償が行われた例はある。「時効」というのは詭弁。

ドイツ - - 2000年に、ドイツの強制労働被害者への補償。法律制定。00～07年にかけて、176万5000人に総額7100億円を支給。

米国 - - 1988年に約6万人の日系人に、戦時強制収容への補償。

日本でも

- ・2010年に、米・豪の元捕虜らを日本に招く事業。お詫び。
  - ・被爆者援護法で在外被爆者差別で国が敗訴（2002年）
  - ・台湾戦没者一人200万円（1988年）
  - ・在日戦没者・戦傷病者に260～400万円（2000年）。
- なによりも軍人恩給に莫大な予算が使われている。

・しかし「慰安婦」、強制連行、BC級戦犯などは放置されている。明らかな差別。

[ 2 ] そもそも国家が個人の権利である請求権を放棄（剥奪）することはできない。

- ・国家が、個人の請求権を放棄（剥奪）することは出来ない。
- ・放棄したのは外交保護権だけ。国家が自ら持つ外交保護権を放棄した。
- ・かりに、個人請求権を放棄させる場合は、国は、代替措置をとらなければならない。

外交保護権・・・国民が他国に損害を与えられたとき、それを国の損害として、相手国に国家として損害賠償を求める権利。

[ 3 ] 日中会談（共同声明）では中国は個人の賠償請求を放棄していない。

72年日中共同声明

「いかなる」問題

・72年日中共同声明の交渉段階で「日本国に対する戦争賠償請求を放棄する」との文案を受けて、72年9月26日の日本側文案は

「日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わない」となっていた。  
・しかし中国側との交渉過程において最終声明で、「いかなる」は削除された。中国政府は、中国国民の賠償請求への道を残した。

c f : 西松最高裁判決（ 年）は“ 中国人は日中声明 5 項によって請求する権利を失った” としながらも、「（放棄に）個人も含めているのか、必ずしも明らかとは言えない」と述べている。

c f : サンフランシスコ平和条約の国会審議で、  
外務省西村熊雄条約局長が「当初連合国の請求権となっていたが、その範囲が不明確として、「及びその国民」を加えてもらった」と答弁している。  
条文 「連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つている当局が現状で返還しなければならない」

[ 4 ] 日韓条約、日韓協定で解決済みか。

1965 年 6 月日韓基本条約

第二条「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」

1965 年 6 月日韓請求権並びに経済協力協定

第二条「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」

（1）当時より、個人請求権は放棄していないとされた。

1965 年 4 月日本漁船拿捕事件 - - 日本の漁船が韓国に拿捕された事件。これに対して、“日韓協定では、日本政府は韓国に対して損害請求をすることは出来ない（外交保護権の放棄）が、被害者（日本人）と韓国政府との補償問題は消失しない”との外務省条約局法務課の見解。（「平和条約における国民の財産及び請求権放棄の法的意味」）

（2）1990 年代の政府答弁

- ・日韓請求権協定は「日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません」（1991 年 8 月 27 日）
- ・「韓国の方々が我が国に対して個人としてそのような請求を提起するという事までは妨げていない。」（1992 年 2 月 26 日）
- ・「外交保護権の放棄が個人の請求権の消滅には何ら影響を及ぼさない」（1992 年 3 月 9 日）

第二 国会における答弁

一 日本政府は、日韓協定締結以後、右協定により韓国人に対する戦後補償問題は完全に解決済みになったと繰り返し表明してきた。

しかし、1991 年 8 月 27 日以降の国会答弁においては、政府は日韓協定の規定は外交保護権の放棄にすぎず、個人の請求権は消滅していないことを認めるようになった。

二 右の答弁の変遷は次のような経緯によるものである。

1991年3月26日、参議院内閣委員会において、シベリア抑留者のソ連に対する請求権について、次の質疑が行われた。

「齋正敏議員 ...条約上、国が放棄をしても個人々がソ連政府に対して請求する権利はある、こういうふうを考えられますが、...本人または遺族の人が個人々に賃金を請求する権利はある、こういうことでいいですか。

高島有終外務大臣官房審議官 私ども繰り返し申し上げております点は、日ソ共同宣言第六項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持っていると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。」(甲六三号証)

質問が日本人の権利にかかわるものであったため、政府は日ソ共同宣言によって個人の請求権が消滅するものではないことを右のように明確に答弁した。ところが、右の答弁を引用して日韓協定について質問された場合、これとの均衡上、日韓協定も外交保護権の放棄に過ぎないことを明かさざるを得なり、1991年8月17日以降、左記のような一連の答弁がなされたのである(甲六四号証)。

#### 1 1991年8月27日 参議院予算委員会

「政府委員(柳井俊二君) ...先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在して  
おりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」

#### 2 1992年2月26日衆議院外務委員会

「柳井政府委員 ...それで、しからばその個人のいわゆる請求権というものをどう処理したかということになりますが、この協定におきましてはいわゆる外交保護権を放棄したということでございます。韓国の方々について申し上げれば、韓国の方々が我が国に対して個人としてそのような請求を提起するということまでは妨げていない。しかし、日韓両国間で外交的にこれを取り上げるということは、外交保護権を放棄しておりますからそれはできない、こういうことでございます。

...その国内法によって消滅させていない請求権はしからば何かということになりますが、これはその個人が請求を提起する権利と言ってもいいと思いますが、日本の国内裁判所に韓国の関係者の方々が訴えて出るというようなことまでは妨げていないということでございます。

...ただ、これを裁判の結果どういうふうに判断するかということは、これは司法府の方の御判断によるということでございます。」

#### 3 1992年3月9日 衆議院予算委員会

「伊東(秀)委員 ...今法制局長官がお答えくださいましたように、外交保護権の放棄が個人の請求権の消滅には何ら影響を及ぼさない、とすれば、全く影響を受けていない個人の請求権が訴権だけだという論理が成り立つか否かという見解、解釈を伺っているのでございますが、いかがでしょう。

...工藤政府委員 訴権だけというふうに申し上げていることではないと存じます。それは、訴えた場合に、その訴訟が認められるかどうかという問題まで当然裁判所は判断されるものと考えております。」

三 以上の一連の答弁は、総合すると、次のような趣旨である。

1 日韓協定は外交保護権を放棄したもので、個人の権利を国内法的に消滅させたものではない。

2 「財産、権利及び利益」については措置法で国内法的に消滅させたが、「請求権」はその限りではない。

3 「請求権」について韓国人が日本の裁判所に訴訟を提起することができる。

4 右の場合に請求が認められるか否かは裁判所が判断することである。

日本政府は「韓国人個人に請求権あり」と明言するのを避けようと意図的に曖昧な言い回しをしているが、結局は日韓協定によって請求権が消滅していない旨の答弁であることは明らかである。

不二越に連行された元勤労挺身隊員が賃金を請求した事件においても、富山地裁は1991年8月27日に国が初め

て個人の請求権が未解決であることを認めたことを前提として、その日から賃金請求権の消滅時効が進行すると判示している（1995年7月24日富山地判 判タ九四一号一八三頁）。

日韓条約、日中共同声明が、あたかも個人の賠償請求をも放棄したとの解釈を流布し始めたのは、2000年代に入ってから。

### （3）情報公開の闘い

2002年韓国政府外務部相手に韓国側文書の公開求め提訴  
原告：日本軍「慰安婦」、勤労挺身隊、浮島丸爆沈、原子爆弾、三菱重工、日本製鉄、BC級戦犯、労務動員、軍人・軍属動員の各被害者と遺族

日本でも2005年「開示を求める会」

これらを通じて、あらためて個人ベースの補償も議論されていたことが明らかに。  
日本側「個人の権利として具体的な申告を受けて支払うのが妥当」等の意見。（1961年）  
日本側外務省文書「・・・十分の裏付け資料がないにしても、相当多数の韓国人軍人軍属、徴用労務者がいたことはまぎれもない事実であり、またこれらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは、条理からも国際先例からも自然のことと考えられ・・・」

ところが、韓国側の名簿がないことなどを理由に、個人賠償は事実上受け付けず。つまり、“個人賠償請求権は消滅していないが、名簿がないから賠償できない。”だがのちほど、韓国側にも日本側にも名簿があったことが明らかになった。

### （4）韓国併合の評価

1910年韓国併合は無効。それはサンフランシスコ講和条約によってか、1910年当時からか。  
「already null and void 当初より無効である」の解釈

会談文書の公開によって

2005年8月 韓国民官共同委員会「植民地支配に直結した損害賠償請求権協定で消滅したと見ることは出来ない」との見解。

韓国併合が成立時から国際法違反の無効であったとすれば、そのもとで行われたあらゆる蛮行が補償されなければならない。

### （5）最近の韓国の動き

これらに応じるように、

- ・11年8月韓国憲法裁判所「日本軍「慰安婦」と在韓原爆被害者問題に関して、「国が仲裁委員会等」に働きかけ、問題を解決するための努力もせず放置したままなのは違憲」との決定。
- ・12年5月大法院 - - 三菱重工、日本製鉄の徴用工について「原告等の被告に対する請求権は請求権協定で消滅しなかったために、このような請求権を行使できる。」
- ・「日本判決は、日帝強制占領期の強制動員自体を不法と見ている大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突する」 - - 日本の植民地支配の正当性を否認。

- ・そもそも、請求権ではなく、被害補償だ。
- ・反人類的行為は、請求権では片づかず、被害補償としてなされなければならない。